

食品安全委員会第61回会合議事録

1. 日時 平成16年9月9日(木) 14:00～15:58

2. 場所 委員会大会議室

3. 議 事

(1) 日本における牛海綿状脳症(BSE)対策について

- プリオン専門調査会における中間取りまとめ -

(2) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について

・動物用医薬品3品目

「孵化を目的としたニシン目魚類の魚卵用消毒剤」、

「ニューカッスル病及び鶏伝染性気管支炎生ワクチン(ND・IB生ワクチン

「NP」)」、

「ニューカッスル病、鶏伝染性気管支炎、鶏伝染性コリーザ及びマイコプラズマ・ガリセプチカム感染症不活化ワクチン(「京都微研」ニワトリ5種混合オイルワクチン-C)」

(農林水産省からの説明)

(3) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について

・香料プロパノールに関する食品健康影響評価

・遺伝子組換え食品等(ラウンドアップ・レディー・テンサイH7-1系統、鞘翅目(コウチュウ目)害虫抵抗性トウモロコシMON863系統と鱗翅目(チョウ目)害虫抵抗性トウモロコシMON810系統とラウンドアップ・レディー・トウモロコシNK603系統を掛け合わせた品種)に関する食品健康影響評価

(4) 新開発食品専門調査会における審議状況について

・特定保健用食品3品目に関する意見・情報の募集について

(ヒアロモイスチャーS、タケダ健茶園TACC茶、DHA入りリサーラソーセ

ージ)

(5) 動物用医薬品専門調査会における審議状況について

・塩酸ラクトパミンに関する意見・情報の募集について

(6) 「食の安全ダイアル」に寄せられた質問等について(8月分)

(7) その他

4. 出席者

(委員)

寺田委員、小泉委員、坂本委員、寺尾委員、本間委員、見上委員

(専門委員)

金子プリオン専門調査会座長代理

(説明者)

農水省 木實谷衛生管理課魚類安全室長、境薬事・飼料安全室長

(事務局)

齊藤事務局長、小木津総務課長、村上評価課長、藤本勧告広報課長、

杉浦情報・緊急時対応課長、西郷リスクコミュニケーション官、宮澤評価調整官

5. 配付資料

資料1 日本における牛海綿状脳症(BSE)対策について

資料2-1 食品健康影響評価について

資料2-2 承認に当たり意見を聴取する動物用医薬品の概要

資料2-3 再審査に当たり意見を聴取する動物用医薬品の概要

資料3-1 プロパノールに係る食品健康影響評価について

資料3-2 遺伝子組換え食品等の安全性に関する食品健康影響評価の結果について

資料4 新開発食品専門調査会における審議状況について

資料5 動物用医薬品専門調査会における審議状況について

資料6 「食の安全ダイアル」に寄せられた質問等について(8月分)

6 . 議事内容

寺田委員長 ただいまから、食品安全委員会第61回会合を開催いたします。

本日は、中村委員以外、6名の委員が出席でございます。

また、プリオン専門調査会の金子座長代理、農林水産省から木實谷衛生管理課魚類安全室長、境衛生管理課薬事・飼料安全室長に御出席していただいております。

それでは、本日の会議全体のスケジュールにつきましては、お手元の資料に、食品安全委員会第61回会合議事次第がございますので御覧ください。

資料の確認をお願いいたします。

資料1が「日本における牛海綿状脳症（BSE）対策について」、資料2-1が「食品健康影響評価について」、資料2-2が「承認に当たり意見を聴取する動物用医薬品の概要」、資料2-3が「再審査に当たり意見を聴取する動物用医薬品の概要」、資料3-1が「プロパノールに係る食品健康影響評価について」、資料3-2が「遺伝子組換え食品等の安全性に関する食品健康影響評価の結果について」、資料4が「新開発食品専門調査会における審議状況について」、資料5が「動物用医薬品専門調査会における審議状況について」、資料6が「『食の安全ダイヤル』に寄せられた質問等について（8月分）」でございます。お手元に資料はございますか。大変盛りだくさんですけれども、よろしく御願いいたします。

それでは、議題1に入らせていただきます。「日本における牛海綿状脳症（BSE）対策について - プリオン専門調査会における中間取りまとめ - 」でございます。先ほど御紹介いたしましたが、本日は、プリオン専門調査会において、座長代理として日本における牛海綿状脳症（BSE）の中間取りまとめに御尽力いただきました金子専門委員に出席していただいておりますので、本中間取りまとめに至る経緯を含めまして、金子委員より御説明をよろしく御願いいたします。

金子プリオン専門調査会座長代理 本日は、座長の吉川に代わりまして、座長代理として金子が御説明させていただきます。

お手元の資料1を御覧いただきたいと思います。まず、資料1の最後を御覧いただきますと、ここに「参考」として、「食品安全委員会におけるBSE問題の調査審議の経緯」

というものがございます。我々は、昨年の8月から、BSE問題を含めた、日本における様々なプリオンに関する問題を審議してまいりましたが、その中で、特に第5回から第14回、これは今週の月曜日ですけれども、9月6日に至るまで、様々な、特にBSEに関する問題を審議してまいりました。

この流れの中で、本日、お手元の資料1にございますのは、委員長からも御説明がありましたが、日本におけるBSE対策についての中間取りまとめでございます。こういった経緯でこの取りまとめがまとめられたことをまず御理解いただいた上で、この一部を御説明させていただきます。

まず、「資料」の表紙ですけれども、ここで一番大事な点は、我が国におけるBSE対策についての検証であるということにあります。それから、食品安全委員会プリオン専門調査会としては、やはり食の影響評価ということを重点に検証するというので、BSEと人の問題に関しましては、「牛から牛」はBSEの蔓延対策で、「牛から人」はまさに人への感染の問題であります。さらには、「人から人」の問題も最近クローズアップされてきておりますが、この中で特に「牛から人」の食品を介した影響評価、リスク評価を行ってまいりました。

1枚めくっていただくと、そこに目次がございますけれども、こういった項目について、順を追って御説明させていただきます。

「はじめに」につきましては概観ですので、ここで特に申し上げることはありません。

2の「背景」としましては、まずBSEについて、2-1-1として「BSE発生頭数」、2-1-2として「BSEの潜伏期間」、2-1-3「牛生体内でのプリオン分布と感染性」、2-1-4「BSEの発症メカニズム」、こういったことについて、今わかっていることを概略御説明したいと思います。

この評価の基本になる大事な点ですけれども、公正かつ中立な科学的評価とはどういうことかということで、まず、BSEに関して、科学でわかっていることとわかっていないことがある、その認識を持っていかなければいけない。それを皆さんにお示ししなければいけないというのが一つ大きくお伝えしたい点であります。今申し上げた点に関して、まず、何がわかっているかを最初のところでお話しして皆さんに御理解いただくことを目指

したわけでありませう。

BSE に関してそういったわかつたことを御説明した後、次に 2 - 2 として、いよいよ人の病気でけれども、BSE が人に感染すると言われる v C J D (変異型クロイツフェルト・ヤコブ病 : variant Creutzfeldt-Jakob disease) について、今、何がわかつているのか、今の世界における状況はどうなつているのか、そういうことについてまとめております。

まず、その患者さんがどのくらいおられるか、その病気にかかるまでどのくらいの期間かかるのか、どのくらいの量が必要なのか、潜伏期間と発症最小量。それから、牛と人ですから動物種が違いますからバリアがあるけれども、それは一体どうということなのか。それがその次に記載してあります。それから、この病気には、人であればどなたでも同じようにかかるのかとか、感受性といいますけれども、かかりやすさに差があるのかどうか。それが 2-2-4 です。

そういったものを踏まえた上で、この報告書のポイントである v C J D のリスク評価。つまり、我が国において、この v C J D が発生する確率はどのくらいあるかという点をまず評価いたしました。そのために、そこに 3 「リスク評価」とありますが、基本的な考え方として 6 つほど述べております。ここではいちいち読み上げませんが、これを御理解いただいた上で評価したということでありませう。

それに先立ちまして、我が国には v C J D の患者さんがおられませんから、今患者さんが集中している英国ではどのようなリスク評価を行っているかということ、3 - 2 で御紹介してあります。実は、この評価にも今まで複数の報告があります。数百人から数千人というオーダーで、かつては数十万人という報告もありましたが、それは現在では否定的に考えられております。様々な不確定要素があつた時代からいろいろな生検がされておりますが、ここでは、英国の S E A C の Smith 博士の評価を引用してあります。ただし、この数字を出すに当たりまして、本来であれば、先ほど申し上げましたような生物学的な指標、つまり、人と牛の種間バリアの強さ、プリオンの感染力、そういったものに基づいた生物学的な評価が最も望ましいわけですが、残念ながら、現在のデータではそれを出すことができません。したがいまして、それに代わりまして、こういった疫学的な推計を行う。

それにとどまらざるを得なかったという次第であります。

この予測は、そこにありますけれども、 から の6つの仮説を前提としたものでありまして、御覧いただきますと、かなり無理があるというか、もしかすると間違いがある可能性も全くないわけではない。そういう限界があることを前提として記載しました。

その予測によりますと、英国では数百から数千人、それから、30ヶ月齢以上の牛の食用禁止を、もしもそれを撤廃したらどのぐらいになるか、管理措置を変更した場合のリスクについてもいろいろ検討を重ねていて、ここに 5,000という数が出てきております。

その下に、先ほど申し上げたような幾つかの推測の例を述べております。それから、M/M型と申しますけれども、感受性についての記載もそこに一部付けてあります。いずれにしても、これに基づいて、3-3「我が国のvCJDリスク評価」を行いました。

それに先立ちまして、我が国にBSE感染牛が一体どのくらいいるかという試算が必要になります。3-3-1に、試算1、試算2の2つのシナリオで設定した数値を述べております。一つは最大5頭、もう一つの推計としては合計35頭。試算1、試算2を御覧いただければ、そういうことが出てきております。詳細は、ここでは省略させていただきますが、そういったBSEの発生頭数をまず推定しております。

それに続きまして、英国のvCJD患者推定からの、ここにありますが、まさしく単純比例計算にすぎないのですが、それによる日本におけるリスクの推定を行っております。この数字はどのくらい信頼性があるのかという点で疑問もあると思いますが、先ほど申し上げましたように、この数字よりも信頼性がある数字を出すためには、まだまだ生物学的な情報が足りません。ですから、今回の中間取りまとめでは、それができない。しかしながら、私たちはあくまでも定量的な評価を行うことが基本姿勢ですので、不十分なから、統計学的な推計をここで述べさせていただいた経緯を御理解いただきたいと思います。

それを踏まえまして、先ほどの5頭から35頭といった数字とリンクするのですが、0.1～0.9という数字を出させていただいております。これは、誤解していただきたくないのは、既に曝露された過去のリスクによる発症の推定です。つまり、3-3-2以降にありますように、「管理措置によるリスクの低減」とありますが、現在の管理措置、すなわち、下から3行目にある「SRM除去及びBSE検査」がきちんとマネージされている限りにお

いては、今後、リスクが発生する確率はまずない、無視できると考えていただく必要があります。

管理措置によるリスクの低減ですけれども、今述べた2点は、牛から人への感染予防において非常に重要な点ですが、3-3-2-1に、ここは牛から牛の問題ですけれども、非常に大事だということで、BSEの発生対策について、飼料の管理及び規制、トレーサビリティの導入、リスク牛の検査等がそこに記載されております。

また「牛から人」のリスク評価に戻りますと、2つの大きな項目として、SRM除去、BSE検査ということ为先ほど申し上げましたけれども、そのBSE検査によるリスクの低減と検査の限界・検査の意義について、3-3-2-2以降に述べております。

BSE検査に関しましては、世界的に見ますと、2つの大きな考え方があるかと思えます。一つは、この検査はあくまでも汚染の程度を把握するためのサーベイランスである。食の安全を守るのは、SRMが最も重要であるという考え方があります。もう一つは、BSE感染牛を食物連鎖から排除するという意義がこのBSE検査にはあるだろうと。SRMの除去とBSE検査と、その2つの柱の組み合わせでBSEの感染対策、人への感染予防をマネージしていこうという考え方でありまして、我が国においては、その2つをコンパインしたという考え方にとったリスク管理が行われてきたところであります。そういったことを踏まえまして、ここで、リスクの低減効果、検査の限界・意義について述べてあります。

「迅速検査によるBSEプリオンの検出限界」ということがありますけれども、詳細は省略させていただきますけれども、「現在の検査では、技術的な限界から、潜伏期間にあるBSE感染牛を全て摘発、排除することができるとは断定することはできない」というのが、このパラグラフの結論であります。

その次に、「迅速検査により検出可能な月齢」という項目があります。ここは、断片的な事実のみが知られていて、確実なこと、確定的なことを言うには、生物学的なデータがまだ足りないことを踏まえていただいた上で、我が国における350万頭の検査結果について解析・評価を行っております。すなわち、350万頭の牛を検査した結果、9頭が発見され、そのうちの最も若かった牛が21、23ヶ月齢であると。そして、それをウエスタン・ブ

ロット法という確認検査で調べたところ、確実ではありませんが、なるべく定量的な評価を行おうという趣旨のもとに定量的評価を試みましたが、通常の感染牛に比べると 500分の1から 1,000分の1程度の異常プリオン蛋白質が蓄積していることが確認されたということがあります。それから、その下には、我が国ではなく、従来、最も若い発症牛としては、英国での20ヶ月齢があるということ。ただし、それはかなり特殊な状況であることを記載しております。

そういったように、検査にはまだ不十分な点があるということで、特に、今後、生体牛、すなわち牛を解体しなくても生体から採取した組織や血液等での検査ができれば、現在我々が直面している様々な問題を回避できるという点を次の項目で強調させていただいております。

検査の項目はそういうところです。

次に、食の安全をマネージする上で見逃すことのできない重要な要素であるSRM除去についてです。「SRM除去によるリスク低減」ということで申し述べております。

SRM除去は、現在の知見では、これらの組織に発症牛の体内の異常プリオン蛋白質の99%が集中していることから、これらの組織を食物連鎖から確実に排除することができれば、人のvCJDリスクのほとんどは低減されると考えられます。この点は後で結論のところでも申し上げますが、当初のバージョンでは強調されていなかったのですが、私を含めた専門委員複数の意見で、この点は重要であるということで、後ほど加えたという経緯がございます。

ただし、SRM除去には幾つかの問題点があります。次の項目にあります。例えば解体時におけるSRMによる汚染の問題。これは、解体法、解体時のピッシング、スタンガンの使用、あるいは背割りといった問題、そういったものによる汚染の危惧がぬぐいきれないという点についても付記させていただいております。

この点が、先ほど、我が国のBSE検査とSRM除去の組み合わせによる安全対策の一つの理由でもあるということでもあります。

それから、3-3-3は「現在のリスク」ということで、現在のリスクの試算でございます。これは、結論としては、要するに、今後の発生頭数、こういう牛の発生があることが見込

まれます。こういったものを現在行っている限りにおいては、今後、新たなv C J D発生リスクが生ずることはない。3-3-3 の試算1の「しかしながら」というところに書いてありますが、現在の措置が適切に実施されていれば、ほとんどが排除されているものと推測される。それがこの3-3-3 の結論でございます。

3-3-4 が「管理措置オプションによるリスクの増減」でございます。ここでもまた2つの要素が出てきますが、SRMに関しては、すべての牛を対象としている。これについては極めて有効な管理措置であると考えて、この体制は維持すべきですし、検査については、そこに書いてありますように、先ほどの例にもありましたが、ある一定の検出限界以下の牛について外しても、除外することがリスクを高めることにはならないと結論づけております。

最後に「結論」の部分だけ、大切なところですので全部読み上げさせていただきます。

(1)「今後、我が国において、さらにBSE感染牛が確認される可能性がある」と推定されるが、これらのBSE感染牛が食物連鎖に入り込んだ結果として、人への感染を起こすリスクは、現在のSRM除去及びBSE検査によって効率的に排除されているものと推測される。」、これは先ほど御説明したとおりでございます。

(2)「また、検出限界以下の牛を検査対象から除外するとしても、現在の全月齢の牛を対象としたSRM除去措置を変更しなければ、それによりv C J Dのリスクが増加することはないと考えられる。しかしながら、検出限界程度の異常プリオンたん白質を延髄門部に蓄積するBSE感染牛が、潜伏期間のどの時期から発見することが可能となり、それが何ヶ月齢の牛に相当するのか、現在のところ断片的な事実しか得られていない。ただし、我が国における約350万頭に及ぶ検査において発見されたBSE感染牛9頭のうち、21、23ヶ月齢の2頭のBSE感染牛が確認された事実を勘案すると、21ヶ月齢以上の牛については、現在の検査法によりBSEプリオンの存在が確認される可能性がある。一方、21、23ヶ月齢で発見された2頭のBSE感染牛における延髄門部に含まれる異常プリオンたん白質の量が、WB法で調べた結果では他の感染牛と比較して500分の1から1,000分の1と微量であったこと、また、我が国における約350万頭に及ぶ検査により20ヶ月齢以下のBSE感染牛を確認することができなかったことは、今後の我が国のBSE対策を検討する

上で十分考慮に入れるべき事実である。」

(3)「検査法については、今後とも改良が行われるべきものと考えられ、検出限界の改善や、牛の生体から採取した組織、血液等を用いた生前検査法の開発等も含め、研究が進められるべきであり、その中で20ヶ月齢以下の牛に由来するリスクの定量的な評価について、今後さらに検討を進める必要がある。」

(4)は先ほど私が申したところですが、「現在の知見では、SRMにBSE発症牛の体内の異常プリオンたん白質の99%以上が集中しているとされることから、SRMの除去は人のBSE感染リスクを低減するために非常に有効な手段である。また、交差汚染防止については、感染した牛の脳0.001～1gという極微量で牛の感染源になりうるとの報告もあることから、と畜場等における適切なた畜・解体の実施を通じて交差汚染を防止することは人のBSE感染のリスクを低減する上で重要である。このため、引き続き適正なSRM除去、交差汚染防止の指導を行うとともに、その実施状況を定期的に検証するなど、適正な実施が保証される仕組みを構築すべきである。」

(5)「BSE発生対策として現在行われている飼料規制により、BSE発生のリスクは極めて小さいものと考えられるが、若齢のBSE牛が確認されていることも踏まえ、飼料規制の実効性が保証されるよう行政当局によるチェックを引き続き行うことが重要である。また、トレーサビリティの担保及び検証を行うとともに、リスク牛検査について引き続き実施する必要がある。」ということであります。

最後になりますけれども、これはあくまでも中間取りまとめであります。これで我が国におけるBSE評価が終わったわけではありません。今後、先ほど申し述べてきましたような様々な問題点を踏まえ、さらに定量的な評価を行い、現在の管理措置が、果たして我が国の原状に合ったものかどうか、継続的に検討を進めてまいりたいというのが我々の結論でございます。

以上です。

寺田委員長 どうもありがとうございました。

事務局から追加説明をお願いします。

村上評価課長 事務局から、若干、補足の御説明をさせていただきます。

9月6日の最後のプリオン専門調査会におきまして、今回お示ししております取りまとめの案をお諮りいたしまして御審議をいただいたわけですが、原案は、今回の中間取りまとめの21ページの(2)の最後のところに、20ヶ月齢以下の感染牛を現在の検出感度によって発見することは困難であるという記述がございました。9月6日の専門調査会における御議論によりまして、「結論」のところにこのように書き込むことは、検出感度というものと月齢というものが、前提条件なしにリンクすると受け取られかねないので、ここは事実のみを記述するようすべきであるという御指摘がございまして、現在のとおりになったものでございます。

その後の最終的な取りまとめの御相談の中で、結論をそのように変更するのであれば、17ページの「迅速検査により検出可能な月齢」の第2段落のところも全く同文で書くべきではないかという御意見がございました。一方で、前提条件なしで月齢と検査感度を比較することは問題であるということではあるものの、17ページの本文中では、我が国における実態を述べているので、「発見することは困難である」を本文中には残してもよいのではないかという御意見もございました。結果といたしまして、現在お示しいただいているような案文となっているものでございます。

もう一つ。この報告書からは離れますけれども、プリオン専門調査会の報告書が出て以来、様々な御要望、要望書が私どもに参っております。要望書につきましては、すべて食品安全員委員会の委員の方々にお配りして御覧いただいておりますことは、念のために申し添えたいと思います。

以上でございます。

寺田委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明の内容、記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、どうぞ。

本間委員 まず最初に、昨年末はすばらしいクリスマスプレゼントをアメリカからいただいて以来、大変な作業をされました。御苦勞をお察し申し上げます。

私自身、大変平易なコメントですけれども、及ばずながら、させていただきたいと思っております。

14ページに、先輩格というか、不幸にしてたくさんのデータを出してしまったイギリスの確率を述べられまして、それを日本の人口比率に割り振っておられて、遺伝子のファクターを加えられたということで大変わかりやすい論を展開されたと思っております。その中で、この条件は、現在の管理措置を施されていない時代の数値であるということで、先生は数値のことは極めて謙虚に申されたと思っておりますが、これはやはり出発点だと思っております。

それで、危険部位の除去ということが18ページに書いてありますが、それがどの程度完璧かという論もあると思いますけれども、一応理屈の上では、危険部位が95%以上のプリオンを蓄積していることに立ちますと、この計算式の中に、例えばそういう危険部位の除去という因子を加えた上での対比の仕方があると思います。我々食品安全委員会でお話しすることは、どういう施策が科学的に有利かということだと私は聞いております。そういうわけで、一例だと思えますけれども、こういう一つの要因を加えながら、どちらが有利な我々の選択肢になり得るかという比較の仕方を、これはまだ中間取りまとめですので、将来の作業の中に加えていただければという希望でございます。

ですから、例えばここで5,000人ということが前提になっておりまして、これは最も悲劇的だという表現をされております。この数値も、それではない条件でとなれば、これが1けたぐらい下がるかもしれないということで、私は、このような計算を幾つか対比することによって初めて数字の意味が出てくるのではないかと思います。どの選択肢が我々にとって有利かということをもう少し自信を持って展開されてよろしいのではないかと感じました。

寺田委員長 ありがとうございます。

金子座長代理、何かございますか。

金子プリオン専門調査会座長代理 今の本間委員からの御指摘は、実は、私たちも重大な関心を抱いているといたしますが、重要視しておりました。ただ、現在のデータでは、おっしゃったような点を量的に評価できるような数字がありませんで、残念ながら、今回はごく単純な比例計算にとどめたという経緯がございます。その重要性については強く認識しておりますので、今後に生かしたいと考えております。

小泉委員 専門調査会におかれましては、いろいろと熱心な御議論、御苦勞をいただきまして、ありがとうございました。今回の報告書を見まして、私なりに少し意見をまとめましたので、読ませていただきたいと思います。

今回の報告書全体を見てみますと、今まで全頭検査を行ってきた結果、21ヶ月齢、23ヶ月齢のBSEの感染牛が見つかり、そのことが、いかにも人へのリスクを下げるのに大きく貢献したかのごとき印象を与えていると思います。私は、それよりも大切なことは、なぜこの飼料規制を行ったのちにBSE感染が起こったか、それを究明して対策をとる方がリスク低減につながるのではないかと思います。

このことは置きまして、本来、委員会の使命は、現在の科学的知見に基づいて、食を介して人へいかなる健康影響を及ぼすか定量的に評価することだと思っております。当然、以前から考えておられることですが、このBSE問題では、日本では11頭発見されたことは事実であります。しかし、この11頭のBSE感染牛からどれだけの人がvCJDになるのか、そして、どのような措置をとれば、どれだけリスクが低くなるのかということを定量的に予測することが、今後の最終結論ではないかと思っております。

それから、今後、ぜひ検討していただきたい方向性、あるいは、目的について3点述べさせていただきます。

先ほど本間委員も言われましたように、吉川座長が出されたvCJDの定量的発生予測は、飼料規制が全く行われず、しかも、すべての危険部位が食品に混じって人の口に入った場合のリスクをもとに予測を行っております。それでも、この試算で出されたりリスクは0.1～0.9となっております。今、我が国では、全頭において危険部位を除去しております。したがって、そのリスクは約100分の1から1,000分の1ぐらいに減少しているのではないかと思います。実際にこういった状況を見ますと、英国のBSE発生あるいはvCJDの発生を見ましても、明らかに減少の方向に向っております。これも事実であります。したがって、どのような措置をとればどれくらいリスクが減っていくのか、具体的にそのリスクの低減効果を考察していくべきではないかと思います。

2点目。疫学的考察が少し少なかったと思います。我が国のようにBSEの発生が少ない国のデータで、今後のBSEの発生、あるいは、vCJDの発生予測することは、不確

定係数が多すぎて非常に誤差を生じやすいと思います。したがって、やはり英国などのデータを活用して検討すべきかと思います。その際には、やはり肉を食べる量などの各国の違い、脳を食べる習慣があるかどうか、規制の状況、その遵守の程度、と殺やその後の処理の方法などを科学的に比較しながら、リスクの定量的推計をしていくべきと考えます。

例えば、実際にはBSE牛の99.95%が31ヶ月齢以上の牛であることを考えますと、我が国では、飼料規制の前に生まれたホルスタイン種の牛が何頭いて、この感染性の高い牛の対策をどのようにとればリスクはどれくらい低くなるのかということを検討すべきではないかと思います。

3番目に、検査法についてです。21ヶ月齢以上、あるいは、ドイツ並みの24ヶ月齢以上、またその他のEU諸国の30ヶ月齢以上で検査を行った場合、それぞれの月齢で人へのリスクがどのくらい変わるのかを考察することが、対象月齢に関するリスクの科学的評価だと思います。検査の感度を上げて、BSE感染牛が見つかることが人へのリスクを下げる要因にはならないと思います。これは、この感度が上がるということは、より正確に事実がわかってくるということでありまして、研究領域の課題だと思います。最も大切なことは、危険部位を確実に取り除くこと、クロス汚染をなくすことに尽きると思います。つまり、今後は、幅広く全体を見通した検討を行い、何が重要なポイントかを含めてリスク評価を行い、その結果を着実に、また、誠実な態度で国民の皆様を示せば、次第に理解を得ることができると私は思っております。

最後に、科学者の意見は非常に重いものがあると思います。国民の意識をミスリーディングすることのないよう、私も含めて考えていきたいと思っております。

以上です。

寺田委員長 どうもありがとうございました。

何かございますか。

金子プリオン専門調査会座長代理 先生がおっしゃるとおりです。特に最後の点は、私は少なくとも常に思うのですけれども、科学万能ではありませんし、わからない点がこれだけ多いことをまず皆さんに知っていただくことがこの報告書の趣旨でもあります。私たちが一人歩きしないように皆さんに見てもらわなければいけないし、とにかくオープンに、

いいことも、悪いことも、今回、私たちはそうしたつもりですが、全部あからさまにお示ししてやってきたということです。特に先生が今言われた点は、私ももっともだと思しますので、私たち一同、心してやっていきたいと思えます。

寺田委員長 ほかにございませんか。

坂本委員 ただいま小泉委員が大変緻密なお考えをお示しになって、私も多く賛成しているところです。少しやさしい表現で申し上げたいと思えますけれども、今回、この報告書が出たときに、これを御覧になるとよくわかると思えますが、試算の出し方が、イギリスに始まって、日本のケースはどうだとか、その出し方にはいろいろ問題がありますけれども、そういうことが隠れてしまっていました。そして、メディアに出てきたり、私どもの目に入ったのは、全頭検査をどうするか、検査対象を20ヶ月以下におろすということがクローズアップされまして、中間報告書が出て消費者が安心したかということ、決して安心はしていなくて、むしろ不安が大きくなったような印象を受けます。消費者あるいは一般の人々の投書を見ますと、そういう印象が非常に強く感じられました。

これは委員会の意見として出されたことですが、評価をするということは、こういった視点での評価の方法も必要ですが、先ほど小泉委員がおっしゃいましたように、SRMを除いて、フィードバンを禁止して、あらゆる危険率を落として肉を消費者に提供しようという段階に入ってくれば、日本人の食文化の中に、ヨーロッパで伝えられてきたような食肉の食し方はやっていないわけですから、リスクは減少していくと思えます。そういう食環境の違いというものを十分に配慮された上で、こういった検討をもう一回やり直しただければありがたいと思えます。

委員会のリスクコミュニケーションで、今、消費者の方々にお話ししていることは、BSEは人為的な病気である。つまり、肉骨粉を牛に投与することで牛の感染症が増えて、それが危険性をもたらすのではないかということであって、危険部位の除去を徹底していけばリスクはますます減少していくと私たちは消費者の方々にお伝えしてきているわけです。これだけ強くお話をするのでしたら、やはりその根拠を数値であらわすようなことも、日本なりの数値を出していただくことも必要ではないかと考えます。

したがって、こういう検査法だけで処理した結果をお出しになられると、消費者の不安

の緩和にどれくらい結びつくのだろうかとは感じて仕方がありません。ですから、評価をあらゆる角度から、病理学的にもそうですが、疫学的にもお考えになって、統計的数値をお出しいただくことも必要ではないかと感じました。

まとまらない話で失礼いたしました。

寺田委員長 どうもありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

金子プリオン専門調査会座長代理 全く御指摘のとおりだと思います。調査会のメンバーの中にもいろいろな考えを持つ方が複数おられて、その立場で討論がなされていて、SRMについてももう少し強調すべきではないかという意見が、私自身も含めてあることは事実だと思います。ただ、前回の会でも申し上げましたように、現時点では、あくまでも中間取りまとめでもあり、定量的な比較をするのに説得力があるデータが果たしてどれだけあるかという点を考えると、今回はちょっと無理ではないかというところで、こういう形での答申をとりあえず出させていただきました。

私自身も、おっしゃっている点はよくわかりますので、今後のバージョンに生かしていくことを述べさせていただきたいと思います。

寺田委員長 どうもありがとうございました。

どうぞ。

見上委員 私は具体的にお話ししたいと思います。一つは意見で、もう一つはお願いという感じです。

まず意見ですけれども、日本人にとってBSEの問題の本質とは何かということをよく考えると、これは日本人に限らないと思いますけれども、牛由来食品を食することによるvCJDのリスクの程度を知ることだと思います。高度に汚染されたEU、特に英国での実態を考慮し、日本人のvCJDのリスクを疫学的に比較・計算すると、そのリスクは、私が単純な比較で計算しても0.001以下と極めて小さい。牛肉の安全性確保のための基本的な処置は、小泉委員ほか多くの委員がおっしゃっていますように、SRMの完全除去であって、これを着実に実施する限り、BSE検査によるリスク低減効果は極めて少ないのではないかと考えています。したがって、検査月齢を、全頭検査から、国際基準である、

いわゆる世界のほとんどの国が用いている30ヶ月に変えたとしても、v C J Dのリスクの差は無視できるほど少ない値ではないかと思っております。

B S E 検査で感染牛を排除することが第一義的な安全策で、S R Mを除去することはこれを補完するものだという考え方、これは日米のワーキンググループで出てきた非常に奇異な考え方ですけれども、こういった考え方は世界のほとんどの学者の意見に反するものであると思っております。B S E 検査はサーベイランスが目的であって、S R M除去こそ人への感染を回避するベストな方法であることは、世界中共通な認識だと思います。それゆえ、B S E 検査によって安全性が確保されたという過去の今までの説明は科学的に間違っています、いずれははっきりとどこかで修正されるべきだと思います。

あの高度に汚染された英国ですら、日本で行っているようなB S E 検査を行っておらず、確かに30ヶ月以上の牛は食に供していないのですけれども、検査を行っていません。それでS R Mを除去しています。その結果、v C J Dの患者がすごく少なくなって、今年は3人。これは多分もう終息に向うのではないかと思っております。

以上が意見です。

もう一つはお願いですけれども、日本で発見された21ヶ月と23ヶ月齢のB S E 牛は、世界の学者からは、本当のB S Eなのか、そうではないのかという確認がまだ得られていないという状況は事実だと思います。その理由は、延髄門部で異常プリオンの量が500分の1から1,000分の1と非常に少ない量で、そのためにウエスタンプロッキング検査を行うときに濃縮をかけているということです。

それから、2番目に、E U 諸国でも24ヶ月以下のB S E を多数検査しているのですけれども、特に検査システムができるようになった2001年以降、どの国も日本のようなケースはまだ検出されておられません。その検査をした規模は、日本では350万頭といたしますけれども、E U 全部をあわせると何千万頭の牛を検査しているはずですよ。

3番目は、感染性があるかどうか、今検査をしている段階であると聞きますけれども、それも結論が出ていないということと、B S E と診断した牛の中で、ウエスタンプロッキングのみが陽性で、免疫組織化学とか病理組織化学では陰性であったものは日本の2例だけです。世界広しといえども日本の2例だけがそういうもので、要するに、世界のどこ

にも見つかっていない。そういうことが、先ほど述べた、本当にBSEであるかないかすら確認されていない、それが現状だと思います。

BSEの潜伏期間が4～6年、平均5年という、これは疫学的なデータや英国でのBSE発症例で、30ヶ月未満は0.05%。これを計算しますと、18万頭出たとすると90頭、24ヶ月未満のものが出ています。この報告書の中にもありますように、そのうちの20ヶ月というのが一番若い例で、それは発症した牛です。そういうことを考慮すると、どこまでの月齢の牛を検査するか、しないか、これは管理サイドの問題だと思いますけれども、日本で21ヶ月齢の牛が検出されたことを根拠にしてどうのこうの言うのは科学的ではないと思います。

科学というのは、世界でそれぞれが認め合うことが、正しい考えを持っていくことが事実だと思いますが、科学的に実証されている、いわゆる世界の標準は、30ヶ月以上の牛を検査することです。ですから、そういう点も含めまして、小泉委員が最後におっしゃいましたようなことで、今後、20ヶ月でも、24ヶ月でも、30ヶ月でも、そういう月齢まで検査したらどうかという、いわゆるリスク評価をぜひ次回やっていただきたいというのが私のお願いです。

以上です。

寺田委員長 ありがとうございます。

金子プリオン専門調査会座長代理 前半部分の、他の委員の先生方と重複しておられるところと、新しく貴重な御指摘もありまして、それは踏まえていきたいと思います。

今、既に日本でとられている管理措置は、全頭検査であり、すべての牛からのSRM除去です。それが過去3年間リスク管理として行われてきて、何がわかって、どういう結果が出たかということを経科学的に評価して報告することが趣旨でございまして、それが、例えば月齢制限で、20ヶ月、30ヶ月ということにすぐに結びつかないというか、それは管理の問題でありまして、評価としては、今回のような方針でさせていただいたことを御理解いただきたいと思います。

それを踏まえた上で、21、23ヶ月齢ということがクローズアップされてくるわけですが、21ヶ月齢、23ヶ月齢は、確かにまだ感染性が証明されていないので、世界的に

は、科学者から見れば、有力な説得力のある証拠がないというのは確かにそうだと思います。ただ、少なくとも、食の安全に関する答申ということですので、少しでも疑わしいことは、これは疑わしいという立場に立って、予防原則と言うと大げさかもしれませんが、そういう立場に立った上で、これを無視してはならないのではないかとというのが私たちの基本的な考え方で、こういう形で答申させていただいたということでもあります。

寺田委員長 どうもありがとうございました。

今いろいろな御意見が出まして、今のところは中間報告ということで、なかなか難しい問題ですが、量的な評価をするということを繰り返し言うておられますので、ぜひ、量的評価というのは、大変困難ですが、いろいろな措置に対してどれだけ低減効果があったかということをやられることと思います。もともと報告書にある通りV C J Dのリスクはほとんどないんですが、それでも、こういう措置をしたらどういう低減効果があるかということ半定量的にでもやると言うておられます。その中に全部入るものだと思います。

それから、21、23ヶ月齢ということに関しましては、感染性に関しての決着が一応つくだろうと考えております。言われましたように、今のところ、ウエスタン・プロットで出たから、より安全という立場から、あれは日本の政府としてB S Eと診断したわけですよ。だから、次は、それは生物学的にどれ程意味があるかをできるだけ早く、期間はわかりませんが、とにかくマウス感染或いは増幅実験の結果を待つことになります。また、感染性が出て、出なくても、あのプリオンの量的なリスク評価は別個の問題として存在すると思っております。

それから、ここにいろいろ書いてあるのは、私自身は、現在あるまますそのまます書いたものです。だから、物足りないのは、評価というのだから、こうなったらこうなるだろうと言うてほしい。その通りでそこまで行っていないから中間報告だということになります。そこは量的な評価は口で言うのは易しくなかなか難しいと思いますが、報告書にもある通り適宜可能な限りやって頂きたい。

もう一つは、これは私も結論として順番はS R Mが先に出るべきだったと思います。だけど、この委員会は中立の立場でやらなければいけないのですが、そうは言っても、あまり世の中で検査のことを言うものだから、検査の方へ引っ張られて、そちらが表に出た傾

向はありますね。ですから、専門調査会のお話などを聞いていますと、国民の関心とかそういうこともある程度気にして、この順番で書かれたのかなと思います。

それから、今言われた、昔のことで、こういうBSE対策が殆んどないときの数でさえ、1億2,000万人に0.9から0.1だと。そういうことは、本当は、数字が一人歩きするからということで、これも先ほど事務局から言われたのと同じことで、20ヶ月以下はどうだということと同じことで、結論のところ、そういう数字を入れると、それが一人歩きするからということで、比例計算で出た数ですので、それで結論からは外されたと思います。しかし、やはり一つの大きなメッセージは、vCJDは日本国民全体で0.9から0.1人ぐらいであるということは、全体のトーンとしては大きなメッセージだと思います。決して、リスクは大したことはないのだと言うつもりはありません。いろいろとわからない要素があり、新しい病気ですし、わからない領域がありますから、慎重に対処をやっていくのが大切です。

専門調査会の皆さん、去年から一生懸命にやってこられたことに大変感謝しています。

ここのいろいろな御意見は、もちろん議事録にも載っていますし、専門調査会の方でそれを参考にしてまた検討されると思いますけれども、食品安全委員会のプリオン専門調査会のこの資料1、この中間取りまとめを、この委員会として了承するということはいかがでございでしょうか。

よろしいでしょうか。

(異義なし)

寺田委員長 それでは、今の御意見は残っておりますし、また、全体BSEの問題は大事な問題ですので、専門調査会の方にまたお話しするとか、当然、事務局から伝わると思いますが、私の方も、あるいは、せっかく出ていただいた金子座長代理からもお伝え願って、よろしくお願ひしたいと思ひます。

これは大変難しくて、数字がこの対策だったらこうだ、あれだったらどうだというものが出来ればありがたいのですが、中々難しい。この期間、プリオン専門調査会の先生方には、今言われましたように、去年この委員会ができたのが7月で、8月には最初に専門調査会として立ち上げてこのBSEの検討をやり始めて、日本のBSEの現状をどう把

握するかということはずっとやってきました。大変不幸なことに、12月23日にアメリカのBSE問題が出てきましたので、そちらと混同されるところもありました。もう少し国民の皆さんに、時間をとって、色眼鏡なしに日本の状態を議論していることを見ていただければありがたいなと思っております。繰り返しになりますが、今日における取りまとめは、日本における牛海綿状脳症でありまして、日米交渉の問題とは別の問題であります。

それから、先ほど言いましたように、この専門調査会の先生方は、今までに9回にわたって熱心に、それぞれ御自分のお仕事がたくさんあるにもかかわらず、熱心に討議して頂き有難うございました。吉川座長や金子座長代理などは、私は涙が出るくらいにありがたいと思っております。リスクコミュニケーションとかいろいろなところへ出ていただいたり。吉川、金子先生だけではなくて、いろいろな先生方は本当熱心に討議していただいて、今の中間報告を、これは独立性、科学性を持って予断なくということがうたい文句でありまして、それから、透明性を確保しながらつくって頂きました。透明性を確保するというのは、正直なことを言いまして、言うはやさしくてなかなか難しいところがあります。

この専門調査会は全部公開でやってきましたけれども、いろいろな議論をするときに、私ども、こういうところでやっていると、どうしてもそういう傾向がありますけれども、委員の間で議論をするよりも、聞いておられる傍聴席のそっち側を気にしながら会議をしたり、そういうところがなきにしもあらずです。予断なしに前もってこういうふうにまとめるとか、そんなことは全然なくて、専門委員の先生方に任せるといいますから、周りから見たら、あっちに行ったり、こっちに行ったりしているのではないかと御批判を受けることもありました。多くのかつての審議会だったら、大体筋が決まっていますから、パッと行くけど、全然筋書きなしでやっていたから、時間的にちょっと長くかかったかもわかりません。しかし、これも透明性を確保することは私は大変大事だと思っております。専門委員の先生方、関係者の皆さんは、随分とイライラされた方がいらっしゃるかもわかりませんが、それは非常に大事な透明性を保つというところで御勘弁願いたいと思います。

私自身もだんだん、こういう立場ですべてこの委員会の議論を公開でやることに慣れてまいりまして、もう少し効率的になったかなと思います。また、何度も言いますように、

この専門調査会が予断がなく、ほかからの意見にとらわれずやれるような環境づくりに努めてきたつもりでございます。

それから、これは難しい問題ですけれども、科学の常として言葉が難しいのです。ここに書いてあることを読んで、国民の皆さんは何を言っているのかわかりにくいことがあると思います。また、例えば、何ヶ月以下だったら見つかるとか見つからないとか、そんなところに焦点がいつてしまって、ほかのところへはなかなか焦点が向かないところがあります。科学の言葉ではわかりにくいので、この報告書はこれとしてきちんとした形にして、別個に、わかりやすい言葉で、国民の皆さんがこの内容についてわかってくださるようなものを作ればと思っています。今まで、BSE全体に関してはリスクコミュニケーションをやっていましたけれども、実際に手元にこのような資料があって、これを用いてのリスクコミュニケーションをわかりやすい言葉でやっていきたいと考えております。

それから、言うまでもないことで当然ですけれども、口幅ったい言い方で、人類にはいろいろな病気があります。わずかこの50年から100年の間に、研究のおかげで多くのいろいろな病気が克服されました。BSEもそうですし、vCJDも、必ずや研究で克服されると思います。そのためには、日本で、パニックを抑えるとかいうこともあってこれだけの全頭検査を行ったわけですから、そういういろいろな資料もあり、国民の皆さんがこんなに関心を持ってくださっていますので、研究の推進は大事だと思っております。若い方がこの分野にぜひ入ってくださって、診断感度の上昇、生体牛、生きた人間でのプリオン病の診断とか、治療法の開発を是非進めていただきたい。

それから、基礎研究というのは役に立たないように見えますけれども、基礎研究を行いますと、どこでどのような対策をやったらいいかがはっきりわかります。プリオン病のようなそういうわからないところがいっぱいある部門を、行政が現在のベストの方法で制御をやりながら、その一方で研究を推進することが重要です。ぜひここにいらっしゃる委員の先生方、あるいは、私も一生懸命に努力しますし、関係者の皆さんに、是非プリオンによる病気という新しい病気を、BSEとかvCJDだけではなくて、ほかのプリオンの病気もありますし、是非強力に我々で研究をすすめるあと押しをして頂きたい。プリオン病だけではなくて、アルツハイマーにも関係するような退行性神経疾患と同じような悲惨な

神経系の病気が山ほどありますから、プリオン病の研究はこれらに対するとっかかりがつかぬのではないかと思います。研究の重要性は言いすぎても言いすぎるということは絶対ではないわけで、日本のプリオンの研究者が、そういう面でぜひ世界に貢献していただきたいと思っております。

それから、先ほど話が出ました、21、23ヶ月齢のウエスタン・プロットのポジティブなプリオンに関しましても、実際に感染性があるのかどうかということも含めて、研究をぜひ進めていただきたいと思います。私自身は考えております。

長くなりまして、言わずもがなことをベラベラ言いましたけれども、専門調査会の先生方、本当にありがとうございました。引き続き、ぜひ、中間報告書に書いてある量的なことと、なかなか難しいと思っておりますけれども、いろいろな情報を集めて、よろしく御検討をお願いいたします。

それでは、これはこの案として認めていただいたということで、次に進みます。

次の議題は、「食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について」でございます。資料2-1にありますとおり、平成16年9月3日付けで農林水産大臣及び厚生労働大臣より、食品健康影響評価の要請がありました動物医薬品3品目につきまして、農林水産省から説明がございます。

まず初めに、魚卵用消毒剤につきまして木實谷魚類安全室長から、鶏用ワクチンにつきましては境薬事・飼料安全室長から、説明をよろしくお願いいたします。

まずは木實谷室長からお願いします。

木實谷魚類安全室長 魚類安全室長でございます。

孵化を目的としたニシン目魚類のプロノポールを有効成分とする魚卵用消毒剤の輸入承認に際しましての、食品健康影響評価をお願いするものでございます。資料2-2を御覧いただきたいと思います。

この魚卵用消毒剤の概要についてでございます。真ん中辺に 印で説明が書いてありますけれども、サケ・マス・アユ、こういったものは、養殖あるいは孵化放流事業を行っておりまして、その種苗を得る目的で孵化をやるわけですが、その際に、受精卵の孵化までの間に死んだ卵が発生しますと、その卵にミズカビが発生します。それが周囲の生

きている卵にも蔓延していったり、発眼あるいは孵化率に大きな影響を及ぼしますので、そのミズカビの繁茂の蔓延抑制をするための消毒剤でございます。

主成分は、プロノポール。対象動物は、サケ・マス・アユ等のニシン目魚類でございます。用法及び用量は、受精後24時間から発眼卵として検卵するまで飼育水1L当たり0.1 mlを均一に混ぜ、プロノポールとしては50 mg/l になりますけれども、1日1回30分間薬浴するというものでございます。効能または効果は、孵化を目的としたサケ・マス、アユ等のニシン目魚類の魚卵の消毒（ミズカビ：Saprolegnia diclina）の寄生繁茂の蔓延抑制ということでございます。

よろしく願いいたします。

寺田委員長 どうもありがとうございました。

続きまして、境室長からお願いします。

境薬事・飼料安全室長 薬事・飼料安全室長の境でございます。資料2 - 3に基づきまして御説明をさせていただきます。

2品目でございます。今回は、「再審査に当たり意見を聴取する動物用医薬品の概要」の紙の一番下にありますように、今回、薬事法第83条を読み替え規定で、人の医薬品に係る規定を動物用医薬品にも適用するという規定がございますが、そこで読み替えが適用されます薬事法第14条の4第1項の規定に基づく再審査でございます。

委員各位は再審査については御承知と思いますが、簡単に御説明させていただきますと、医薬品の場合、最初、承認申請が製造業者等から出された場合には、その医薬品についての有効性、安全性、品質等につきまして審査を行った上で、問題がなければ承認を与えるという仕組みになっております。その際に、臨床試験もデータも付いているわけですが、臨床試験ではデータ数が少ないということで、動物用医薬品の場合には、新医薬品、新配合剤のようなものにつきましては、6年間の再審査期間を設けておきまして、その6年間に、実際に幅広く大量に使われたデータをその業者が調査を行いまして、その結果を6年間まとめて再度審査をするというものでございます。その中で、有効性、安全性に問題がなければ、そのまま承認を続けるような仕組みになっております。

1番目ですけれども、ニューカッスル病と鶏伝染性気管支炎生ワクチンの新配合剤で

ざいます。主成分は、ここに書いてありますように、ニューカッスルと伝染性気管支炎のウイルスでございます。対象動物は鶏でございます。用法及び用量は、飲水投与と噴霧による投与の仕方になっております。それから、効能及び効果は、ここに書いてありますような2つの疾病の予防であります。これは生ワクチンでありまして、アジュバント等はいないので休薬期間の設定はございません。

この6年間の再審査期間の間に調査したのは、18施設で22万羽余りについて調査を行っております。有効性につきましては、主に抗体価の測定を行う、安全性につきましては、臨床症状を見るというようなことで調査をしておりまして、安全性につきましては、一過性の呼吸器症状が見られたものが1症例あっただけで、特に問題はないという結果になっております。

2点目ですけれども、ニューカッスル病以下の5種の混合不活化ワクチンでございます。ここに書いてありますように、混合のオイルワクチンということで、アジュバントとしまして流動パラフィンが添加されております。したがって、出荷制限期間が設けられておりまして、出荷前9ヶ月間は使用しないことになっております。主成分は、ここに書いてある5つの病原体の不活化ウイルスなり菌でございます。用法及び用量は、50日齢以上の鶏の脚部筋肉内に0.5 mlを注射することになっております。

ちなみに、出荷制限期間が長いのですけれども、採卵鶏の場合は、通常、飼養期間は550日で、あるいは、強制換羽を行いまして、再度卵を採る場合は720日齢の飼養期間でございますので、9ヶ月間の出荷制限期間があっても、出荷の際は特に問題がないと考えております。

効能・効果は、こういった疾病の予防、あるいは、マイコプラズマによる産卵率低下の軽減でございます。

これにつきましては、8施設9群で33万羽余りについて有効性を抗体調査で見えております。また、安全性につきましても、18施設45群で190万羽余りの調査を行っております。この安全性につきましては、副作用として、一過性の食欲不振、注射部位の腫脹といったものが見られておりますが、これは承認申請時に予想された副作用でございまして、これにつきましては、使用上の注意にも記載がなされて、それなりの注意が喚起されているも

のであります。

以上でございます。

寺田委員長 どうもありがとうございました。

御質問があれば、どうぞ。

見上委員 ちょっと教えていただきたいのですけれども、例のニシン目の魚類に使うプロノポールは、要するに、卵を孵化するときに使って、その稚魚を放流して、例えば4年後に帰ってきたサケを人が食べて安全かどうか、そこがポイントなのでしょうね。それとも、これをサケの孵化場あたりのきれいな水が流れているところで使うので、水系汚染のことを考えておっしゃっているのか、その辺、ちょっと教えてください。

木實谷魚類安全室長 まず、サケにつきましては、一つは、今言われましたような、大きなものは孵化放流事業に使うための、最初の孵化に使うものです。あと、ニジマスとかアユについては、養殖用の種苗にもなります。もちろん、これは食品健康影響評価をお願いしているものですから、それが最終製品になったときの影響について評価をお願いするものでございます。魚卵消毒剤ですので、そのような残留は常識的には考えられないと思っておりますけれども、それをお願いするものでございます。

見上委員 そうしたら、例えば、水道水にも使われるような川ですよね。そういう川から水を採る場合、その水に関しては関係ないわけですね。

木實谷魚類安全室長 この消毒剤を使用した後に、これを薄めた形で河川等にも放流することになるわけですが、その際の環境影響評価についても、これは別途、薬事法審査のところで行っております。

見上委員 ありがとうございました。よくわかりました。

寺田委員長 ほかにございますか。

よろしいですか。

(異義なし)

寺田委員長 それでは、本件につきましては、私どもの動物用医薬品専門調査会で審議をさせていただきます。どうもありがとうございました。

次の議題に移らせていただきます。「食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴

取について」であります。プロパノールに関する食品健康影響評価につきましては、専門調査会における審議、情報・意見募集の手続きは終了しておりますので、この件につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

村上評価課長 それでは、資料3-1に基づいて御説明をいたします。

本件につきましては、資料3-1の後ろから1枚めくっていただいたところに、食品健康影響評価についての審議の経緯がございます。これは添加物専門調査会で数回の御審議を終えた後、8月5日の本委員会において意見募集に入ってよろしいかどうかをお諮りして、8月5日から9月1日まで意見を求めたものでございます。本件につきましては、特段の意見はございませんでした。結果といたしまして、当初どおりの評価結果を審議結果として、添加物専門調査会の座長より食品安全委員会委員長あてに9月8日付けで御報告があったものでございます。

内容につきましては一度御説明をしておりますので、ここでは、簡単に御説明させていただきます。これは国際的にも広く使われている香料でございます、天然の状態に食品に広く香気成分として含まれるものでございます。2ページの「摂取量の推定」のところにもございますように、米国での推定がありまして、食品中にもともと存在する成分としての本物質の摂取量は、意図的に添加された本物質の1,500倍ということで、添加物としての使用料はその程度だろうということになっております。

構造自体も、生体内に入って迅速に分解されるということで、香料の構造クラス分類をしたときに、クラス ということが一番安全性が高い分類になっておりまして、国際的に汎用されている状況から、評価結果としては、プロパノールを食品の着香目的に使用する場合、安全性に懸念がないと考えられると評価したということになっているものでございます。

よろしくをお願いいたします。

寺田委員長 どなたか御意見ございますか。

別段ないですね。ここに出てきましたし、香料のプロパノールにつきましては、添加物専門調査会におけることと結論になりますが、「プロパノールを食品の着香目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる」ということで、よろしゅうございますね。

(異義なし)

寺田委員長 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、遺伝子組換え飼料及び遺伝子組換え掛け合わせ品種に関する食品健康影響評価につきまして、専門調査会における審議が終了しておりますので、事務局から説明をお願いいたします。

村上評価課長 それでは、資料 3 - 2 に基づきまして御説明をさせていただきます。

今回お諮りいたしますものは、一つはラウンドアップ・レディー・テンサイ H 7 - 1 という系統のものでありまして、これは実は食品としては既に評価が、厚生労働省において終わっているものでございます。今回、そのしぼりかすをエサとして家畜が摂取することに係る、間接的ではありますが、それを食べた家畜を人が食べることについての食品健康影響評価を農林水産省よりお尋ねいただいたものであります。

もう一つの項目は、これはそれぞれ既に評価が終わっております鞘翅目害虫抵抗性トウモロコシ MON863 系と MON810 系統、ラウンドアップ・レディー・トウモロコシ NK603 系とを掛け合わせたものということでありまして、これは既にそれぞれ 3 つの評価が終わっている品種を掛け合わせたもので、従来からの育種の手法によって 2 系統を掛け合わせて、それにさらにもう 1 系統を掛け合わせて、その 3 つの形質を、それぞれヘテロで持つ一大雑種の品種をつくって、それを栽培してトウモロコシとして生産することについてどうかということでありまして。

これらの安全評価についての基本的な考え方につきましては、資料 3 - 2 の 5 ページ及び 8 ページに、「組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」と「遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方」ということで、考え方が整理されております。飼料添加物について言えば、食品として評価されていることと、それをエサとして使う場合には、例えば 6 ページの (1) の (b) に相当するわけですが、食品としての安全性評価が終了した遺伝子組換え食品については、当該遺伝子がつくるタンパク質の安全性が既に評価されていることから、その成分が家畜において有害物質に変換・蓄積されること等を疑う合理的理由がない限りは大丈夫というお話になっております。

もう一つの組換え種については、8 ページの、遺伝子組換え植物についての考え方を適

用することになっておりまして、本品については に相当するわけですが、挿入された遺伝子によって、宿主の代謝系には影響なく、害虫抵抗性、除草剤耐性、ウイルス抵抗性などの形質が付与されるもの、3種類ともそれに属するものがございます。上記の 、 、 と従来品種との掛け合わせ、 同士の掛け合わせについてということで、これも 同士の掛け合わせと判断されれば問題ないと考えられているものがございます。

そのガイドラインと申しますか、考え方に基づいて、1ページに戻りますけれども、ラウンドアップ・レディー・テンサイについては御議論をされまして、食品健康影響評価としては、組換えテンサイは、グリホサート耐性の形質を付与したものであって、それをエサとして用いて育てた動物の試験においては、挿入された遺伝子もしくは当該遺伝子によって産生されるタンパク質が畜産物に移行することは報告されていないということであり、ます。

(b)は、先ほどの、食品として安全性の評価が終了しているということでありまして、これらのことから、2ページには、グリホサート耐性のテンサイということで、グリホサートという農薬が使われることを前提としておりますので、グリホサートの残留量についても考察をしておりますけれども、最終的には、2ページの本文の最後のところに書いてありますように、「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」に基づき、食品健康影響評価は必要なく、当該飼料を家畜が摂取することに係る農産物の安全性上の問題はないと判断されたものがございます。

もう一つの3種の掛け合わせのものにつきましては、3ページの2にありますように、挿入された遺伝子によって宿主の代謝系には影響はないということを確認しております。それから、亜種レベル以上の交配ではないこと、これによって生産された収穫物について、摂取量・食用部位・加工法には変更はないということでありまして、これらにつきましては、4ページの3行目あたりからですが、「遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方」に基づき、安全性の確認を必要とするものではなく、その安全性に問題はないと判断されるということで、遺伝子組換え食品等専門調査会では結論をいただいているところでございます。

これらは考え方が整理されておりまして、その考え方に基づいて安全性の確認をする必

要はないという結論に遺伝子組換え食品等専門調査会では至ったものでございまして、その結論について、9月7日付けで座長より食品安全委員会委員長あてに御報告があったものでございます。この件につきましては、ガイドラインに従って判断した結果、評価をする必要はないということでございますので、特段、国民からの意見・情報の募集をせず、もし、本日お許しをいただければ、これをもって、お尋ねのあった管理省庁に対してお答えしたいと考えているところでございます。

以上です。

寺田委員長 何か御質問とかコメントがございませうか。

ないですか。

それでは、遺伝子組換え食品等専門調査会と同じ結論になりますが、遺伝子組換え食品ラウンドアップ・レディー・テンサイH7-1系統については、『本年5月6日に本委員会で決定いたしました「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」に基づき食品健康影響評価は必要なく、当該飼料を家畜が摂取することに係る畜産物の安全性上の問題はないものと判断される』ということでありですね。

(異義なし)

寺田委員長 また、鞘翅目(コウチュウ目)害虫抵抗性トウモロコシMON863系統と鱗翅目(チョウ目)害虫抵抗性トウモロコシMON810系統とラウンドアップ・レディー・トウモロコシNK603系統を掛け合わせた品種については、『本年1月29日に本委員会で決定いたしました「遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方」に基づき安全性の確認は必要とするものではなく、その安全性に問題はないと判断される』ということによりよろしくございますね。

(異義なし)

寺田委員長 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、「新開発食品専門調査会における審議状況について」ということで、事務局から説明をお願いいたします。

村上評価課長 それでは、資料4に基づいて御説明させていただきます。

今回は、「ヒアロモイスチャーS」という商品名のものと、「タケダ健茶園TACC

茶」、「DHA入りリサーラソーセージ」の3品目につきまして、新開発食品専門調査会において審議経過の案が取りまとめられましたので、本日お許しいただければ、本日より、国民からの御意見・情報の募集に入らせていただきたいと思いますということでお諮りするものでございます。

各品目について簡単に御説明をさせていただきます。

まず1件目の「ヒアロモイスチャーS」でございます。キューピー株式会社からの申請が厚生労働省に対してあったものでありまして、関与成分としては、鶏冠由来のヒアルロン酸を含むカプセル形態の食品ということで、肌の乾燥が気になる方に適しているということを経験してお売りになりたいというものでございます。

本品の成分であるヒアルロン酸につきましては、ムコ多糖類ということで食肉等に広く含まれている成分でございます。通常の食生活の中で食経験は存在する、相当長い期間の食経験があると考えていいのではないかと考えてございます。

本品については、ヒアルロン酸の消化吸収等についての実験を行っておりまして、経口急性毒性試験も行っておりますけれども、特に問題となるような知見は得られておりません。それから、ヒト試験についても、22名の健常女性・男性に実際に食べていただいた試験、あるいは、17名の方に4週間摂取していただく試験等が行われておりまして、安全性上の問題はないという結論に至っております。

それから、ヒアルロン酸自体については、医薬品として、眼内手術用の補助剤、関節注射剤として、これは直接経口摂取した例ではありませんけれども、このような使い方をして、相当侵襲性の高い使い方をしてアレルギーに関する問題は指摘されていないということでございます。

調査会においては、2ページの「安全性に係る審査結果」のところに、「ヒアロモイスチャーS」については、食経験、in vitro 及び動物実験、ヒト試験等の安全性に係る部分の内容を審査した結果、適切に摂取される限りにおいては安全性に問題はないと判断されるということになっております。ただ、食品安全委員会の新開発食品専門調査会では、本食品の有効性に係る試験についての評価を行っていないことが書いてあります。

2番目は、「タケダ健茶園TACC茶」というもので、これは武田食品からの申請品目

であります。T A C C成分（ビタミンB 1、アルギニン、カフェイン、クエン酸）を含む粉末清涼飲料形態の食品でございます。標榜する言葉としては、体脂肪や中性脂肪が気になる方に適しているという形でお売りになりたいというものでございます。

実際にこれらのT A C Cの成分につきましては、食品の添加物として、あるいは、食品の成分として広く含まれているものでございまして、そういう意味でも、食経験は十分にありうという判断になっております。

それから、ヒト試験ですけれども、健常成人男女29名、あるいは、男性13名等を対象として、実際に本品を食べていただいた試験においても、健康状態の変化はなかった。摂取と因果関係を有すると考えられる有害性はなかったということになっておりまして、安全性については問題がないのではないかとということでございます。

本品につきましては、専門調査会としては、食経験及びヒト試験の安全性に係る部分の内容を審査した結果、適切に摂取される限りにおいては安全性に問題はないと判断されるという結論になっております。

最後の品目は、「D H A入りリサーラソーセージ」というもので、マルハ株式会社からの申請のものでございます。関与成分として、D H A（ドコサヘキサエン酸）とE P A（エイコサペンタエン酸）の2つを含むソーセージ形態の食品でございます。中性脂肪が気になる方ということ標榜して売りたいというものでございます。

D H A及びE P Aにつきましては、広く魚類の肉に豊富に含まれる多価不飽和脂肪酸であり、実際に日本人における平均摂取量は、D H Aで 0.6 g、E P Aで 0.4 gと推定されております。それから、このようなD H AないしはE P Aを関与成分とする清涼飲料形態等の食品は、特定保健用食品として既に認められているものがございます。

本品につきましては、突然変異試験あるいはラットを対象とした単回経口投与の試験が行われておりまして、特に問題となることはなかったということでございます。ヒト試験も、16名ないしは64名、これは二重盲検試験ですが、34名ずつの試験等幾つかの試験が行われておりまして、いずれも、担当医師の判断では、下痢症状が出る方がおいでになるのですが、試験食との因果関係はない、あるいは、臨床上の問題はないという判断になったということでございます。

それから、EPAにつきましては、医薬品として売られておりまして、これは、医薬品として使用される場合は、1日当たり1,800mgという量での服用となっております、実際に本品を摂取した場合の摂取量と比べると、約9倍の摂取量となっております。9倍程度の摂取量で摂取した場合の医薬品としての注意書きとしては、止血が困難になるおそれがあるというようなことが書いてあることがわかっております。

これらのことを勘案いたしまして、専門調査会におきましては、DHA入りリサーチーページについては、食経験あるいはin vitro試験、動物を用いた試験、ヒト試験等の安全性にかかわる部分の内容を審査した結果、適切に摂取される限りにおいては安全性に問題はないと判断されるという御結論になっているものでございます。

以上でございます。よろしく御審議をお願いします。

寺田委員長 それでは、どなたか御質問がございますか。

一般的なことで、今ごろ言うのもあれですが、適切に摂っている限りは安全であるところで判断しますね。それは実際に製品になるときは、ラベルをそのように表示するわけですか。消費者に向けてはどういうことをしますか。

村上評価課長 例えば1ページに「ヒアロモイスチャーS」の事例が書いてございますが、特定保健用食品の場合は、1日当たりの摂取目安量が必ず表示されることになっておりまして、これでは、1日摂取目安量は2粒ということが明記されることになっております。

寺田委員長 量の場合はそうだと思いますが、例えばEPAの場合、アスピリンと一緒に飲んではいけないとか、そういうことも書いてあるわけですか。これは量が少ないから余り関係ないのでしょうか。

村上評価課長 実際にリサーチーページについての表示を見ますと、「摂取上の注意」という注意書きがございまして、「本品は高脂血症の治療薬及び予防薬ではありません。治療中の方は医師にご相談ください」というようなことは書いてあります。

寺田委員長 7ページの下の方に書いてありますね。量が少ないのでしょうか、ここに入っているEPAに関しては。アスピリンとかインドメタシンなどは、普通の人がしょっちゅう飲む薬でしょう。かぜをひいたとか、頭が痛いとかで。だから、それで出血傾向が

ある人はいけないとか、量は、このEPAに入っていないんですね。

村上評価課長 先ほども申し上げましたように、医薬品として使用される用量は9倍程度ですけれども、その点も含めて、今後、皆さんから御意見をいただいた際に、専門調査会において御審議いただきたいと思います。

寺田委員長 量の場合はよくわかりますが、何かと一緒に飲んではいけないとか食べてはいけないとか、何かの病気の場合はということは書いていいのですが、複数飲む場合、ひょっとしたらリスクがあるという場合はどうするのか、ぜひ専門調査会の方でよろしく検討をお願いしたいと思います。

ほかに何かありますか。

坂本委員 繰り返しのようで恐縮ですけれども、ワーファリンを常用している人は、例えば朝鮮人参のジンセンは危ないとか、カテキンは危ないとか、この前、委員会の中のときの報告の中にありました。それで、一般的に、栄養指導では、ワーファリンを飲んでいる場合はグレープフルーツジュースはやめましょうという指示があるわけで、こういうことはきちんとしておいていただきたいと思います。

それと、もう一つですが、何歳以上は注意しましょうとか、何歳以下は注意しましょうという、すべての国民が食べられないようなものを「食品」と言えるのだろうか。私は委員会に出るたびに疑義を感じています。

寺田委員長 それも大事な問題ですね。

特保では、年齢制限はやっていませんよね。

村上評価課長 やっていません。

寺田委員長 わかりました。貴重な意見だと思います。また何か機会があれば、管理側と相談することと、とにかくお医者さんへ病気で行った場合はいいけど、普通の薬局で買える薬と一緒にってはだめだというものは、やはり注意が必要ですね。そこも専門調査会の方でよろしくお願いしたいと思います。

ほかに何かありますか。

それでは、これは専門調査会で、これからパブリックヒアリングに行って、返ってきたときに、今言ったような意見が委員会から出ていたことを専門調査会で言ってください。

管理の問題、全般にかかわる問題があるかも知れませんが、そのときはまた御相談して、厚労省とまたお話しすることがあるかも知れません。

よろしいですか。

村上評価課長 わかりました。

寺田委員長 次に、「動物医薬品専門調査会における審議状況について」ということで、事務局からお願いいたします。

村上評価課長 それでは、資料5に基づきまして御説明をさせていただきます。

資料5に係る品目は、塩酸ラクトパミンという動物用医薬品でございます。1ページに本品の構造式がそこに書いてございます。本品は、 α -アドレナリンアゴニスト（ α -作動薬）でございます。これをブタ等に投与いたしますと、増体重、赤身肉割合の向上ということで、脂身が少なくなって赤身が増えることを期待して投与するものでございます。

本品につきましては、米国あるいはオーストラリアをはじめ20ヶ国で使用が認められているものでございますが、我が国ではまだ認められておりません。ですから、国内において残留基準を設定するために食品健康影響評価を依頼されたというものでございます。

本品につきましては非常にたくさんの試験が行われておりまして、2ページにありますように、吸収・分布・代謝・排泄試験が何系統も行われております。本品は、経口投与後速やかに排泄されることがわかっております。

それから、6ページ以降、毒性試験が、やはり多数の動物種を用いて何系統も行われております。基本的に、本品につきましては、心臓血管系に対する影響があることと、子宮平滑筋腫の誘導があるのではないかという2つの点が主に大きな問題となっているものでございます。

その2つの観点から多数の試験が行われておりまして、21ページ以降、この検査の結果をとりまとめたものがここに書いてございます。基本的に催奇形性につきましては、21ページの真ん中あたりですけれども、ラットを用いた2世代繁殖試験で、親動物に影響が認められる程度の用量において奇形の発生率の上昇が見られたということでありました。専門家の評価といたしましては、奇形の発生率の上昇は、親動物に影響が生じた高用量での

み認められることから、選択的な催奇形性作用はないと判断できるということでございました。

22ページ。遺伝毒性についても、やはり多数の試験が行われておりまして、22ページの下の方に「発がん性について」とございますが、その5行上あたりに、「以上のように、塩酸ラクトパミンは、*in vitro*で染色体異常を誘発することが示唆されたが、*in vivo*における3種の試験ではいずれも陰性を示した。これらを総合的に考慮した結果、塩酸ラクトパミンは生体にとって問題となるような遺伝毒性はないと判断された」となっております。

それから、「発がん性について」ですが、マウスあるいはラットで、子宮あるいは卵巣間膜に平滑筋腫を発生したとする報告があったということでありまして、げっ歯類の子宮あるいは卵巣間膜の平滑筋腫の発生は、
- 作動薬に広く認められている作用だということでありまして、遺伝毒性試験の結果から、遺伝毒性発がん物質とは認められないということで、塩酸ラクトパミンの長期投与でげっ歯類に認められた子宮平滑筋腫の発生は、遺伝子障害によるものではないことが結論として取りまとめられております。

なお、ヒトにおける
- 作動薬の使用は広く行われているわけですが、この毒性影響について実施された論文を見る限りにおいては、
- 作動薬の使用によって平滑筋腫が発生したという報告はないということで、がんについても問題はないだろうという判断になっております。

それから、循環器系への影響についてですが、イヌを用いた試験、サルを用いた試験が行われておりまして、結果から申しますと、イヌの方が、サルあるいは人間に比べて感受性が高いということで、イヌについての1年間の慢性毒性試験において循環器系の影響を見たところでは、
0.002 mg/kgという低い用量での影響量が求められております。ただ、サルについては、同じように、循環器系の影響を見ますと、
0.125 mg/kgというということでだいが高くなるということでございます。

ヒトにおいて、6名のボランティアに対して単回漸増投与計画法で心臓血管系に関するパラメータを調べたところでは、そこに書いてありますように、ヒト1人当たり5mgという判断がされております。23ページの「循環器系への影響について」の第3段落ですけれ

ども、「単純な数値の比較では、イヌで最も低い用量で影響が認められている。しかしながら、ラクトパミンに関する影響の内容を詳細に検討すると、イヌでは、特に拡張期の動脈圧に顕著な降下や皮膚発赤が観察されているのに対し、ヒトでは皮膚発赤は認められず、動脈圧は逆に上昇している等、反応に - アドレナリン受容体の分布の差に起因すると思われる差異が認められている」ということをごさいます、「一方、サルにおいて認められた所見は、ヒトと類似していた」という取りまとめになっております。「これらのことから、塩酸ラクトパミンのヒト循環器系への影響を評価するにあたっては、イヌよりもサルを用いた試験結果を外挿することが適当と考えられる」ということになっているわけでごさいます。

24ページでございますが、これらの試験の結果を分析したところ、ヒトに対する食品健康影響評価を実施する上でのエンドポイントとしては、サルにおける1年間慢性毒試験における循環器系への影響を判断基準として採用することが最も適当であると考えられたということでありまして、24ページの「一日摂取許容量の設定について」のところに書いてありますが、塩酸ラクトパミンのADIはサルの1年間慢性毒性試験のNOEL 0.125 mg/kg/体重/日に、100倍の安全率を考慮し、0.00125 mg/kg体重/日、これは数字としてまるめて0.001 mg/kg体重/日とすることが適当という御判断を専門調査会ではしたものでございます。

一方で、ヒト試験等の考え方、データ等を勘案すると、大体同じようなレベルになるということでありまして、最終的な結論としては、塩酸ラクトパミンのADIは0.001 mg/kg体重/日としてはどうかという結論になっているものでございます。

本日お許しいただければ、本日より4週間、広く意見・情報の募集をさせていただきたいと考えているところでごさいますので、よろしく御審議をお願いいたします。

寺田委員長 ありがとうございます。

どなたか御意見がありますか。

寺尾委員 まず、ADIの設定の仕方ですが、24ページのところで、「国際的慣行でADIは数的に最も意味のある1桁で示す」とあります。これは、うちの専門調査会の中で統一がとれていないのではないかなという気がするので、そのところを調べていただけ

ますか。

村上評価課長 わかりました。

寺尾委員 これはこれでいいと思いますけど。

寺田委員長 ほかにございますか。

細かいことですが、パブリックヒアリングの後、24ページの「一日摂取許容量の設定について」の文章の真ん中あたりに、「コーカシアン主体の」とありますが、これはおかしいですね。言わんとすることはわかりますが、もう少しいい言葉がないですか。「コーカシアン」というのがね。

それと、「心臓疾患のバックラウンドレベル」というのはどういうことなのか、わかりにくいです。無理やりに安全係数50を持ってきたらちょうど合うということでやったような感じがしてしょうがありません。この点ちょっと明らかにしておいた方がいいのではないかと思います。

A D I の設定の仕方は、サルからやってこうで、それは人間に、あるオーダーの中では一致していると言っていいのでしょうか、無理に近づけるために、なぜ50を使ったのかよくわからないケースということです。

村上評価課長 わかりました。

寺田委員長 返ってきたときに、これもまた意見としてお願いします。

ほかにありませんか。

それでは、塩酸ラクトパミンに関しましては、パブリックヒアリングをよろしく願いいたします。

次に、「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

村上評価課長 それでは、資料6を御覧いただきたいと思います。

8月は、全体で68件の報告をいただきました。内訳のところに書いてあるとおりでございます。*印のところ、「ヒジキ関係 6件」、「B S E 関係 13件」と書いてございますけれども、誤植がありまして、ヒジキ関係が8件、B S E 関係が14件に訂正いただければと思います。ヒジキの関係につきましては、7月中に58件という安全性についての問

い合わせがありまして、先月御報告したとおりでございまして、8月に入っても8件ほど同様の問い合わせがあったということでございます。あと、BSE関係につきましては、やはり7月に報告した中身で、危険部位の記述がありましたけれども、その特定危険部位の確認とか、あるいは、各種情報の提供、プリオン専門調査会での審議状況の問い合わせ、また、意見交換会への参加についての問い合わせなどがあったということでございます。

次に、Q & Aの形で5問用意してあります。簡単に御紹介させていただきます。

まず、季刊誌を発刊したのですけれども、その問い合わせがかなりありました。その趣旨と内容ということで、アンサーを起こしております。食品安全委員会では、食品の安全性に関する正確な情報や科学的な知見について、わかりやすく提供するとともに、皆さんとともに考えていく一助とするということを目的として発刊したということでございます。創刊号におきましては、リスク分析手法やリスク評価の取組みについての解説とともに、トピックスとして食中毒やBSEといったようなテーマを取り上げて、わかりやすく紹介しているということでございます。

次のページでございます。リスクコミュニケーションの一環として各地で意見交換会が開催されていますが、このような意見交換会で意見を述べる人たちはどのように選ばれているのかといったことでございます。アンサーの方ですけれども、意見交換会の出席者については、その開催の趣旨などを踏まえてお迎えしておりますということで、いろいろな形式がありますけれども、例えば、パネルディスカッション形式によりまして、様々な関係者の間で議論を深めることを目的としたような意見交換会では、パネリストについて、各団体からの推薦、助言、意見を得ながら、参考に依頼しているケースもございます。

また、これまでやってきておりますけれども、「遺伝子組換え食品」、「牛海綿状脳症（BSE）」、「薬剤耐性菌」のように、国民の関心の高いテーマについて、広く国民一般の方から意見を聴取するというので、意見陳述人を求めて意見交換会を行う場合などにおきましては、その意見陳述について公募の上、必要に応じて抽選などを行って決定する形で行っております。

3番目に、食中毒の関係です。委員会で情報発信をしておりますけれども、その関連で、教えてくださいという問い合わせも幾つかございました。アンサーの方ですけれども、食

中毒のことにに関して、食品安全委員会としても、国民の皆様にご覧いただきたい情報を提供していくということで、トピックスをホームページに設けまして情報提供をしているところでございます。リステリア、O157をはじめとする食中毒菌に対して、特徴、症状、過去の原因食品、対策等について解説しております。

次のページでございます。これもよくある問い合わせですけれども、委員会でのリスク評価の審議状況について知りたいが、ホームページのどこを見ればよいのかということがございました。プリオン調査会などでもこういう御指摘があったところでございます。アンサーの方ですけれども、まず、食品安全委員会で行っております食品健康影響評価の流れを説明し、からのような流れになっているということでございます。そういう流れについて理解していただいた上で、下の方ですけれども、以上の審議状況についてはホームでも知ることができるということで、トップページの中に「リスク評価」というものがありますけれども、そこを御覧いただければ、その状況がある程度わかりますし、必要な受付文書とか通知書、評価書等々が入手できますということを記載しております。

最後に、5番目ですけれども、JECFAでの添加物の安全性評価について教えてくださいといった問い合わせもございました。この関係で、アンサーの方ですけれども、JECFAは1956年に、FAOとWHOの合同で運営する専門家会合ということで、添加物とか汚染物質、動物用医薬品の安全性を科学的な観点から評価していること。委員は、毒性額、分析化学の専門家により構成されており、日本からも、当委員会の専門委員も含め、専門家が参加しております。そこでの安全性評価の結果につきましては、日本をはじめとして、各国での添加物の指定基準設定等の際の参考資料として用いられていることを記載しております。

以上でございます。

寺田委員長 どうもありがとうございました。

ただいまの御報告に対しまして、御意見などがございますか。

よろしゅうございますか。これからまたいろいろな質問が来ると思いますが、地味なお仕事ですけど、大切なことでぜひよろしくお願いいたします。

特にBSEの今日の話につきましては、いろいろな御質問等があると思いますので、丁

寧に、事実をきちんと伝える。難しいですけど、よろしく願いいたします。リスクコミュニケーションは大変大事ですので。

事務局からほかに何かありますか。

村上評価課長 特にございません。

寺田委員長 それでは、本日の委員会のすべての議事が終了いたしました。食品安全委員会第61回会合を閉会いたします。

次回の委員会は、9月16日の木曜日、14時から開催いたしますので、お知らせいたします。なお、9月14日の火曜日10時から汚染物質専門調査会が公開で、15日の水曜日10時から動物用医薬品肥料・飼料等合同専門調査会薬剤耐性菌に関するWGが公開で、それぞれ開催されます。また、来週の委員会を終了した後、9月16日の木曜日18時から、食品に関するリスクコミュニケーションの日本における牛海綿状（BSE）対策の検証に関する意見交換会が開催されますのでお知らせいたします。

それでは、本日はどうもありがとうございました。これで終わります。